

他の委員会における委員メンバー、住民の意見聴取の方法

1．他の流域委員会の状況

- ・ 最上川水系流域委員会
- ・ 多摩川流域委員会
- ・ 豊川の明日を考える流域委員会
- ・ 大野川流域委員会
- ・ 由良川水系流域委員会
- ・ 留萌川河川整備委員会
- ・ 沙流川流域委員会
- ・ 瀬戸川流域委員会

2．他の委員会の状況

- ・ 愛知万博検討会議
- ・ 吉野川第十堰建設事業審議委員会
- ・ 世田谷まちづくり協議会
- ・ 京都市市民参加懇談会

3．多摩川流域懇談会について

1. 他の流域委員会の状況

委員会名	意見聴取の方法		委員選定について			評価		備考	
	情報発信方法	意見聴取方法	人数	専門分野	選定方法・経緯・理由等	良い評価	あげられた問題点や課題		
最上川水系流域委員会	・策定済の河川整備計画をホームページで公表。	・流域の各地域の意見聴取を可能とするため、地域毎に地区小委員会（4箇所）を設置している。	合計 22 人	詳細不明	詳細不明	* 1	* 1	インターネット検索 新聞検索	
多摩川流域委員会	・ホームページで委員会の概要や配布資料を公表。 ・流域の各自治体で委員会資料を閲覧可。	・流域委員会に住民代表を交えている。 ・他の委員会（流域セミナー等）において住民の意見を聴取。	学識経験者	16	河川工学、都市計画、水循環、魚類、林学、農学、地球科学、経済、文化財、水産資源等	流域に関わり深い学者、市民団体代表を選んで いる。	* 1	* 1	インターネット検索 新聞検索 ヒアリング調査
			市民団体	7					
			行政	11					
			合計(人)	34					
豊川の明日を考える流域委員会	・ホームページで委員会設置要領、これまで開催された委員会の議事概要や資料を掲載。 ・建設省豊橋工事事務所又は愛知県豊橋・新城土木事務所の3箇所でも資料閲覧可。	・流域委員会に住民代表を交えている。	学識経験者	4	詳細不明	詳細不明	* 1	* 1	インターネット検索 新聞検索
			自治体首長	2					
			関係住民	5					
			合計(人)	11					
大野川流域委員会	・議事要旨と資料はホームページ等で公開。	・希望があった場合は抽選で10名程度、委員会の傍聴が可能。 ・沿川住民からの意見聴取は、流域委員会と同時並行型で行っている。	学識経験者	6	河川工学、環境化学、都市計画、生物、文化、漁業、利水等	詳細不明	* 1	* 1	インターネット検索 新聞検索
			NGO	1					
			報道	1					
			その他	5					
合計(人)	13								
由良川水系流域委員会	・ホームページにて委員会の規約、委員名簿、委員会資料を公開。	・流域委員会に地域代表を交えている。	学識経験者	5	詳細不明	詳細不明	* 1	* 1	インターネット検索 新聞検索
			報道	1					
			その他	9					
			合計(人)	15					

* 1：流域委員会は始まったばかりで、その評価はまだ得られない。

委員会名	意見聴取の方法		委員選定について			評価		備考
	情報発信方法	意見聴取方法	人数	専門分野	選定方法・経緯・理由等	良い評価	あげられた 問題点や課題	
留萌川河川 整備委員会	・現在(2000年8月)は委員会を公開しているのみ。今後、ホームページで情報公開する予定。	・今後、ホームページ、チラシを配布等で住民からの意見聴取等を行う予定。 ・公聴会の実施も予定している。 ・委員会に地域代表を交えている。	学識経験者 6 地域代表 5 地域行政 2 合計(人) 13	河川工学、生物(鳥類、魚類、昆虫類)、農学、漁業、衛生工学等	学識経験者については当該河川について研究のフィールドしている方と地域の代表の方を選定。なお、委員長より議論を深めるため委員の追加の要請があれば委員長の判断で追加。	特になし	・委員から、もう少し地元の方の発言が欲しいとの意見がある。	インターネット検索 新聞検索 ヒアリング調査
沙流川流域 委員会	・未開催(2000年8月)。	・ホームページや手紙にて、住民からの意見聴取を行う予定。 ・公聴会の実施も予定している。 ・委員会に地域代表を交える予定。	学識経験者 5 地域代表 5 地域行政 3 合計(人) 13	河川工学、生物(魚類)、砂防学、農学、林学、漁業、農業等	学識経験者については当該河川について研究のフィールドしている方と地域の代表の方を選定。なお、事前に懇談会を開催しており、議論を深めるため、座長より森林に関する委員の追加要請があり、委員会に移行する際に委員追加した。	・流域委員会のあり方を決める懇談会は公開で実施し、委員会関係者以外からも評価を得、マスコミ各社の取材もあった。	・懇談会開催時、主旨がマスコミに上手く伝わらず報道され、委員の不満があった。	インターネット検索 新聞検索 ヒアリング調査
瀬戸川流域 委員会	・ホームページで会議骨子の公開を行っている。 ・流域委員会を公開している。	・流域委員会には住民代表を交えている ・流域住民を対象としたアンケートを実施 ・ワークショップを開催。	学識経験者 5 地域代表者 5 地方行政 3 合計(人) 13	河川工学、環境、文化財、水利、漁業、まちづくり等	・河川の特長から、特に重要とされる各分野の専門的知識を有する者 ・地域の実情に精通し、計画の妥当性について、住民を代表して判断できる者 ・河川局各課長通達に基づく文化財及び環境の専門家 ・河川局各課長通達に基づき、農林水産省担当部局と協議を行い選定した関係水利及び関係漁業に学識経験を有する者	* 1	* 1	インターネット検索 新聞検索 ヒアリング調査

* 1 : 流域委員会は始まったばかりで、その評価はまだ得られない。

2. 他の委員会の状況

1. 愛知万博検討会議

意見聴取方法	情報発信方法	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の場及び配布資料は公開。報道機関は原則として会議を自由に取材できることとし、可能な範囲で一般市民に傍聴の場を提供。1回目の傍聴者は約40名。 ・協会ホームページにてインターネットによる会議中継を行った。1回目のアクセス数は52件と少なかった。 ・協会として市民シンポジウムを開催。
	意見聴取方法	<ul style="list-style-type: none"> ・住民代表として会議に参加 ・期間中、電子メールで意見を収集（全77件）
委員選定について	人数	28人 <ul style="list-style-type: none"> ・地元関係者...9人 ・自然保護団体...9人 ・有識者...6人 ・博覧会協会企画運営委員...4人
	分野	法律、地質学、地球環境学、生態学等
	経緯・理由等	<ul style="list-style-type: none"> ・「愛知県万博検討委員会」のあり方を話し合う意見交換会が3回開かれ、委員の人数につき、合意が図られた。 ・有識者については、事務局を務める博覧会協会が選定。 ・地元環境団体については、日本野鳥の会愛知県支部など10余りの団体が呼びかけ、委員の選定を行うため、会合が行われたが、時間がないことから、手間取った。 ・人選をめぐり、万博開催に反対する地元の環境団体の一部と博覧会協会が対立する場面もあったが、協会側が反対派を受け入れる形で妥協した。
評価	良い評価	住民参加について <ul style="list-style-type: none"> ・反対派も参加する会議で国家的事業が見直されたのは異例。 ・公共事業や大型プロジェクトをめぐる住民合意取り付けが難航するケースが増えているが、愛知万博はこうした問題を解決する住民参加のあり方を示したとも言えそうだ。 ・従来の官主導の審議会と違い、シナリオが全くない会議だったからこそ委員の信頼を得られた。 ・同会議に出席した「日本野鳥の会」は、会場計画の大幅縮小の決定に関し、「ベストに近い成果」であり、「市民参加の合意形成の場作りのモデルとなるであろう」と評価。 検討結果について <ul style="list-style-type: none"> ・合意結果は、当然の結果である。 ・計画の圧縮により、資金面も削減できる。
	あげられた問題点や課題	同検討会議は、短期間で結論を出すために、「財政問題」及び「アクセス問題」についての討議が十分行われず、問題を残している。 <p>財政問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初の計画では、跡地における新住宅計画（瀬戸市南東部地区新住宅市街地開発事業）で財政面をカバーする予定であったが、環境保護団体等の反対が大きく、同検討会議に先立ち中止を決定した。さらに、検討会議の結果、会場を大幅に縮小した見直し案には、入場者の減少などによる採算性の悪化が懸念される。国が追加の財政負担に消極的なこともあり、万博協会の総長は「検討会議で合意した見直し案が実現可能か、まだわからない」と不安も漏らす。 ・経費面は国、地元自治体、民間が3分の1ずつ負担することになっているが、地元経済界には国の負担増に期待する声もある。しかし、中央政府の万博に対する関心が急激に薄れている。愛知万博推進議員連盟をリードしてきた竹下登、小淵恵三の両氏を失い、国の財政難や地元の熱意が感じられないというのが理由から野中広務幹事長も会長代行の辞意を表明した。 <p>アクセス問題</p> 分散会場やアクセスの問題などが十分に議論されず、性急に見直し案がまとめられた。
備考	インターネット検索 新聞検索	

2. 吉野川第十堰建設事業審議委員会

意見聴取方法	情報発信方法	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回委員会で、「審議過程は報道機関以外には非公開とし議事録を公表する」と決定。 ・第2回委員会で、一般公表すべきとの意見が出され、第3回委員会以降、一般傍聴を10名まで認める。 ・専門家による評価報告会以降、一般傍聴に加え、別室でのモニターによる傍聴を認めた。 ・新委員会の資料は、徳島工事事務所の「第十堰資料閲覧コーナー」及び石井河川防災ステーション内の「吉野川情報館」で公開。
	意見聴取方法	<ul style="list-style-type: none"> ・公聴会の開催（全3回）。公述希望者多数の為、審議委員のうち学識経験者5委員が公述希望者の意見内容、職業、年齢等を考慮し、毎回18名の公述人を選定した。1人15分で意見を述べた。この結果、合計54名が意見を述べた。
委員選定について	人数	11人 ・行政関係者...6人 ・学識経験者...5人
	分専門	不明
	経緯・理由等	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県知事が推薦し、地方建設局長が委嘱する（建設省河川局長通達「ダム等事業に係る事業評価方策の試行」1995年7月）。
評価	良い評価	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし
	あげられた問題点や課題	<p>委員会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の是非を公平に判断してもらおうと思うのなら、事業主体からは独立した第三者機関でなければならない。審議委員会は、事業を管轄する各地方建設局長の下に設置された。事務局も各地方建設局が務め、資料収集などの事務は、すべて建設省が行った。実態は建設省の内部機関との批判がある。 <p>人選</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「客観性」を確保するには委員の人選がカギになるが、建設省は人選を都道府県知事に委ねた。県知事は一貫して事業を推進しており、客観性に欠ける人選。 ・審議委員会メンバーを見ると、一見して推進派と分かる委員が多い。学識経験者の委員も、過去にダムや堰について研究したり、意見を述べたことのない委員で占められており、審議委員会の結論に対し、住民の理解が得られない。逆に、反対派住民との関係をこじらせることになる可能性もある。 <p>情報公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「原則公開」だが、全て公開するという意味ではなく、公開されるデータは、あらかじめチェックが入っている可能性が強い。「検討中」として公開されないという可能性を残している。 <p>意見聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議委員会は、審議期間中、住民側を交え質疑応答が行われたが、住民側に納得のいく説明がないまま、十分に議論を尽くしたとして建設省の計画を追認する結論を出した。住民側は十分な意見聴取がなされたという意識がなく、「住民の意見を取り入れる」ために設置されたはずの審議委員会だが、課題を残した。
備考	インターネット検索 新聞検索	

3. 世田谷まちづくり協議会

意見聴取方法	情報発信方法	・私権の制限を伴う重要な決定をする場合には、協議会ニュースとして全戸に配布し、住民の意見を求めてから区に提案する。
	意見聴取方法	・住民は、協議会会員として参加
委員選定について	人数	59人 (当初の会員数)
	分専門	-
	経緯・理由等	・公募による個人参加。 ・地域住民以外の方はオブザーバーとして参加。
評価	良い評価	・まちづくりに対する市民参加は、全国的にも横浜市と並び、先進地域とされている。 ・太子堂まちづくり協議会は、元々は区の防災まちづくりの呼びかけによって作られたものであるが、その運営は住民主体のものであり、中間報告においても、住民の意向・意見が大きく反映された。 ・太子堂まちづくり協議会は、住民を中心とした組織として継続的に活動を続け、法的地区計画や事前計画の策定など、多くの成果を生みだしている。また、ハード面の整備にとどまらず、地区のイベントを定着させたり、「太子堂ガイドブック」の発行などの活動も続けられている。
	あげられた問題点や課題	・その後の活動において、区と協議会の関係は順調とはいえ、「住民参加のまちづくり」につき、区側に確認を求める場面もでている。 ・システムの問題。太子堂地区における取組は「モデル事業」であり、それを普遍化するには、財政的、人的（職員）問題があり、新たな仕組みづくりが必要となる。 ・協議会形式は、行政がお膳立てしたものであり、今後は、より一歩進んだ、「住民主体」が求められる。住民がその必要に応じて発意・提案し、住民の内から高まってくるイメージ・要望を形にし、その声を行政に反映させていくような形が望ましい。
備考	インターネット検索 新聞検索	

4. 京都市市民参加懇話会

意見聴取方法	情報発信方法	<ul style="list-style-type: none"> ・懇話会は原則公開とし、傍聴することができる。 ・懇話会の審議状況や開催予定、フォーラムやワークショップの開催予定などをニュースレターとして発行し、市役所・区役所、図書館等で配布。 ・懇話会の概要、審議内容をホームページで公表。
	意見聴取方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート調査を実施
委員選定について	人数	15人 (市民団体代表、学識経験者で構成)
	分専門	-
	経緯・選定方法・理由等	・不明。
評価	良い評価	・京都市は「市民参加推進条例が制定されれば政令市では初めて。提言を基に充実した市民参加の制度化を図りたい」としている。
	あげられた問題点や課題	・不明
備考	インターネット検索 新聞検索	

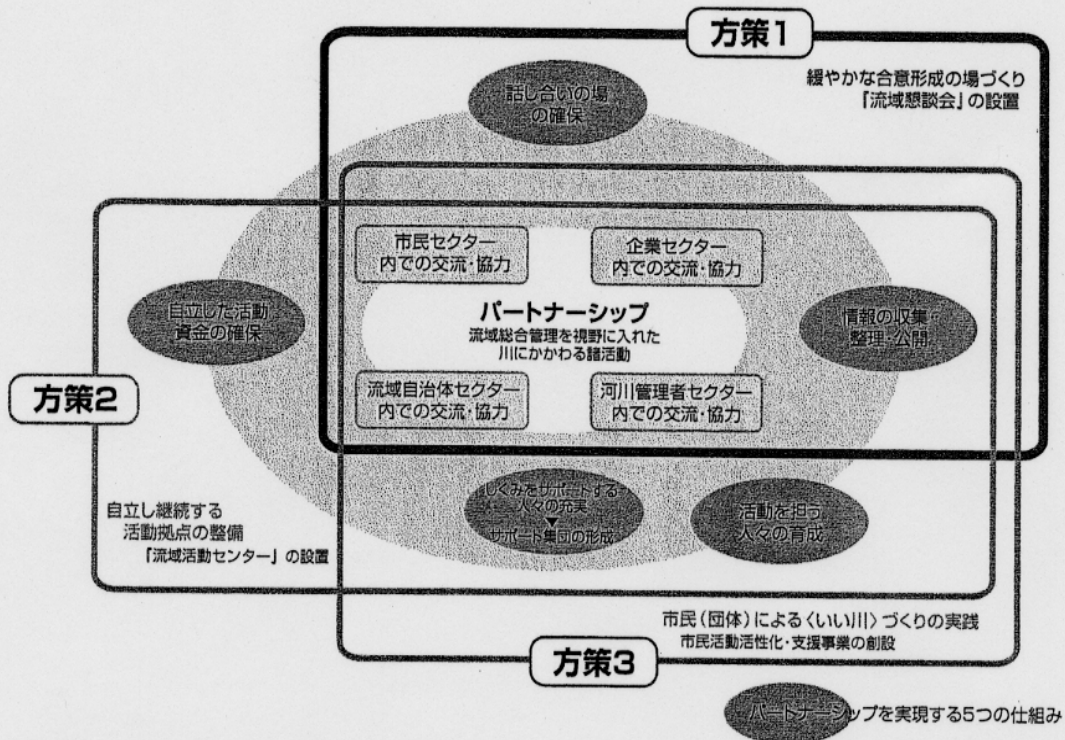
「パートナーシップではじめる〈いい川〉づくり」 提言要旨

建設省京浜工事事務所では、学識経験者等を委員とする「流域交流懇談会」を設置し、川にかかわる多様なニーズに応えるとともに多くの人々に愛される川を育み、後世に伝えていくための方策について検討を行いました。

その結果、平成8年3月には、「川づくり・流域づくりにかかわる市民（団体）、企業、自治体、河川管理者のパート

ナーシップの構築」を基本姿勢とする提言書「パートナーシップではじめる〈いい川〉づくり」がまとめられました。

提言では、目標として「パートナーシップを実現する5つのしくみ」と、そのための取り組みとして「〈いい川〉づくりを実現する具体的な3つの方策」が示されています。



これからの多摩川を育むコミュニケーションの場として、多摩川流域懇談会が設立されました

「パートナーシップではじめる〈いい川〉づくり」の提言を具体化するための取り組みの第一歩として「多摩川流域懇談会」が平成10年12月19日に設立されました。

設立の会は、東京都府中市「府中の森芸術劇場・平成の間」において開催され、その中で、準備委員会から提案された多摩川流域懇談会の理念を示した「多摩川流域懇談会趣意」が参加者の賛同を得て採択され、多摩川流域懇談会会長（高橋裕東京大学名誉教授）ならびに市民部会の代表者4名（荒木稔、井田安弘、神谷博、横山十四男）及び行政部会の代表者4名（東京都建設局河川部副参事、府中市都市建設部管理課長、川崎市建設局土木建設部河川課長、建設省京浜工事事務所副所長）からなる運営委員会のメンバーが満場一致で選出されました。



多摩川流域懇談会の理念が示されました

多摩川流域懇談会趣意

多摩川は古来より、その流域にすむ人々に自然の恵みを与え、固有の文化を育てる母なる川として親しまれてきました。しかしながらその川も時代時代の地域や人々の要請により、手が加わり、流域とともに変貌してきました。

河川行政においても、近代化の過程で、生命と財産の安全を確保するという社会の要請にこたえて、治水・利水機能を最優先させる施策を展開してきたことは否定出来ません。その結果、人々の居住と産業の基盤は順次拡大されましたが、人々の意識を川から遠ざけることとなりました。このような時代を経て、今日、多摩川が地域の将来にわたる共有財産として、豊かな生物と美しい風土を育むかけがいのない価値をもつことが改めて認識されるようになりました。

これからの川づくりは、その川にかかわる人々の意識や社会背景、自然条件を踏まえて、川らしさ（個性）を発見し、その時代の人々が選択し、育むべきものと考えます。

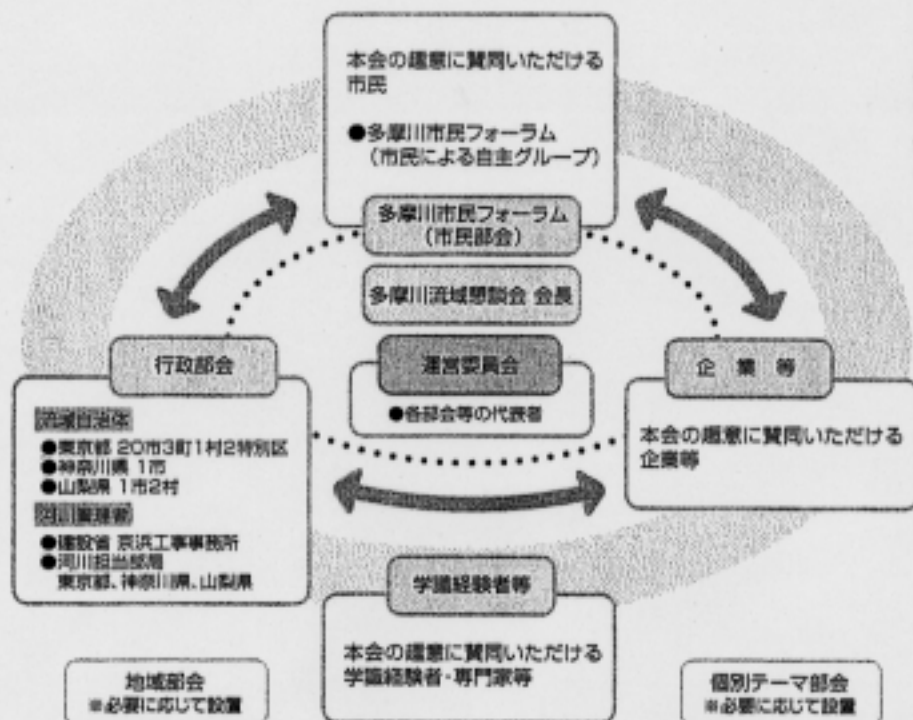
そのためには、川の恩恵を享受するさまざまな立場の人々が、お互いの役割を認識し、協力していくことが必要と考えます。多摩川とその流域の理想像（**「いい川」** や **「いいまち」**）の実現に向け、将来にわたりかけがいのない財産とするための第一歩として、ここに多摩川流域懇談会を設立します。

この会の活動の趣意としては、

- 多摩川流域懇談会（以下「流域懇談会」という。）は、市民（団体）、企業、学識経験者、流域自治体、河川管理者などが、多摩川の川づくりや流域環境について、継続的に情報や意見の交換を行い、お互いの協力関係を築き信頼関係を深めつつ、**「いい川」** や **「いいまち」** の実現に向けて、緩やかな合意形成を図ることを目的とします。
- 流域懇談会は、その目的を達成することで連携した、市民（団体）、企業、学識経験者、行政（流域自治体、河川管理者）の部会で構成します。それぞれの会員は、各部会に所属し、流域懇談会の活動に自発的に参加します。
- 流域懇談会は、市民（団体）、企業、学識経験者、流域自治体、河川管理者などがそれぞれの立場で自律し、果たすべき役割を認識するとともに、お互いに情報を公開し、公正な立場とルールを尊重しながら協力しあう場とします。
- 流域懇談会には、その活動と責務を代表する会長を置きます。また、その活動と運営を円滑にするため、運営委員会を設置するとともに、必要に応じ、個別に部会を設置し、課題に対応することが出来るようにします。

平成10年12月19日

多摩川流域懇談会



※市民（団体）、企業、学識経験者については、多摩川流域懇談会事務局に登録することで会員となり、各部会に所属します。運営委員会は運営委員会規約により設置されます。運営委員の任期は2年を基本としています。

活動内容

各主体が交流し、互いに情報を共有するための意見交換等のコミュニケーション活動を行います。

また、**「いい川」** や **「いいまち」** の実現に向けて、川づくりなどに関する学習・啓発活動を行います。

会員は、多摩川流域懇談会の活動に、自発的に参加することとなります。

具体的には、

- ①コミュニケーション活動として、シンポジウム、現地見学会、交流会等の開催や、情報紙の発行等の情報発信を行います。
- ②学習・啓発活動として、勉強会、ワークショップ、セミナー等を開催します。

多摩川流域懇談会

多摩川流域懇談会は、多摩川にかかわる人々が、多摩川の川づくりや流域環境について、継続的に情報や意見の交換を行い、お互いの協力関係を築き、信頼関係を深めつつ、〈いい川〉や〈いいまち〉の実現に向けて、緩やかな合意形成を図ることを目的としています。

- ・会員は、各部会に所属し、流域懇談会の活動などに自発的に参加します。
- ・お互いに情報を公開し、公正な立場とルールを尊重しながら協力しあう場です。
- ・流域懇談会には、その活動と責務を代表する会長が置かれるとともに、その活動と運営を円滑にするため、各部会の代表者からなる運営委員会が設置されています。

多摩川流域委員会

多摩川流域委員会は、流域委員会から出される様々な意見を反映し、流域の理想像の実現に向けた助言、意見を述べるとともに、多摩川河川整備計画策定に当って、その原案に対し、意見を述べ合い調整していく場として、河川管理者(京浜工事事務所)が設置します。その構成は市民の代表、地方公共団体の長の代表、学識経験者、専門家となっています。

- ・河川管理者(京浜工事事務所)が設置するものです。
- ・多摩川河川整備計画原案を審議する場です。

